

第 4 回 上 島 合 併 協 議 会						
開催年月日	平成15年5月19日(月)					
開催場所	魚島村開発センター 5階大ホール					
開 会	午後1時00分					
出席委員	1	会長 木下 良一	2	副会長 稲本 一	3	副会長 田尾 紀
	4	副会長 佐伯 真登	5	委員 相原 博昭	6	委員 越智 貴美夫
	7	委員 原山 公男	8	委員 田名後 豊重	9	委員 泉原 光雄
	10	委員 横川 武広	11	委員 林 栄一	12	委員 大林 清孝
	13	委員 毎木 正博	14	委員 濱田 光	15	委員 沼田 裕章
	16	委員 松原 彌一	17	委員 村瀬 忍	18	委員 加登 まゆみ
	19	委員 池本 福治	20	委員 森本 義之	21	委員 村上 京子
	22	委員 澤田 年光	23	委員 加納 清二	24	委員 西村 孝子
	25	委員 大林 貞光	26	委員 森山 月美		
その他出席者	1	幹事会委員 柏原 泰彦	2	幹事会委員 益崎 徹造	3	幹事会委員 林 正城
	4	幹事会委員 植田 正美	5	今治地方局 窪田班長		
欠 席 者	1	委員 岡島 政則	2	委員 島根 亀夫	3	委員 横井 昇一
事務局出席者	1	局長 松崎 幸正	2	次長 大船 英夫	3	局員 森本 英隆
	4	局員 梨木 善彦				
議 事	(1) 協議会会議録署名人の選任について (2) 報告事項 ① 事務局報告 ② 幹事会報告 ③ 報告第1号 新町の名称・事務所の位置検討小委員会の報告について (3) 協議事項 ① 協議項目第11号 新町建設計画(新町将来構想)について ② 協議項目第8号 町村議会議員の定数について ③ 協議項目第9号 農業委員会委員の定数について ④ 追 加 協 議 事務所の位置について (4) その他 一部事務組合の取扱いについての報告					
閉 会	午後3時10分					

松崎事務局長	それでは、定刻になりましたので、只今より第4回上島合併協議会を開催いたします。まず最初に、今治地方局長でありました高浜委員、それから生名村学識経験者の平林委員、岩城村議会議長でありました新川委員がそれぞれの都合によりまして、新委員と交代いたしておりますので、この場をお借りしまして新委員のご紹介並びに委嘱状を交付いたしたいと思っております。 名前を呼ばれました委員の方は、ご起立をお願いいたします。今治地方局長、相原博昭委員、生名村学識経験者、池本福治委員、岩城村議会議長、田名後豊重委員。委員を代表いたしまして、今治地方局長相原委員に委嘱状を交付したいと思います。 相原委員、会長の前に
木下会長	辞令書、相原博昭、上島合併協議会委員に委嘱します。上島合併協議会長木下良一。よろしく願いいたします。
松崎事務局長	委員の皆さんご着席下さい。新委員を代表いたしまして、相原委員、簡単にご挨拶をお願いいたします。
相原委員 (今治地方局長)	失礼を致します。相原でございます。日頃の県政の各般にわたりまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますこと、この席をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。上島4ヶ町村におかれましては、16年10月を目標に鋭意、合併の準備を進められておるところでございますが、今年度はそれぞれの協議項目について具体的な方向が出る大事な時期ではないかと考えております。微力ではございますが、よりよき合併を目指しまして委員の皆様とともに努力をしてみたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。
松崎事務局長	どうもありがとうございました。新委員の皆様、今後ともよろしくお願いいたします。続きまして、会長木下良一よりご挨拶申し上げます。 会長お願いいたします。
木下会長	座ったまま失礼いたします。本日、委員の皆様には何かとご多用中のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。協議会発足以来、約10ヶ月を経過いたしました。この間、協議会、小委員会、幹事会、専門部会等それぞれ、回を重ねて真剣に協議を続けてまいりました。一部難しい問題もございますけれども、おおむね順調に成果を挙げているところでございます。各委員の皆様のご労苦に、改めて敬意と謝意を表すところでございます。 我々は上島合併に合意いたしまして、時間、そして厳しい地理的環境と

限られた条件の中で協議を進めているわけでございます。百人寄れば百の意見があるといわれますように、そして、それぞれの意見には一理があれば同時に無理もあるかもしれない、といわれるように、すべてについて100パーセントではないのが現実であります。合併はそれぞれの地域の過去と現状を見つめながら、そして将来への展望、そういう中で考えなければいけないと思いますが、限られた条件にありましては特に現況を基点において考えることもまた必要ではないかと思えます。お互いに当事者としての自覚を持って地域エゴに陥らずにいかにあるべきか、小異を捨てて大同につく、大局思考が大切ではないかと思われます。歴史、文化、風土、気質等異なる環境を乗り越え、それぞれの特性とらしさをいかにつくるか、共生の精神をもって、声と共にみんなの知恵と汗が強く求められているのではないかと思います。厳しい条件を超えて、離島から新しい未来を拓く気概をもって当たらなければ事は成りません。委員の皆様の一層のご理解とご配慮をよろしくお願いを申し上げます。

次に合併の重要な基盤であります上島架橋についてであります。今年度合併を支援する陸上部の新規事業化と架橋計画の具体化のための補助調査に着手いたしました。架橋実現への新たな第一歩として期待をしているところであります。厳しい状況の中にありまして、加戸知事の強い意と、県選出国会議員の諸先生のお力添え、そして国の理解の賜物と感謝しております。先日、四国整備局長、県土木部長と来島、それぞれ現地を視察いたしました。早期実現を期して航路の問題等も含めて希望を持ってさらに努力しなければと思っております。皆様の一層のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

なお、県の方と致しましてはこの事業について、合併が前提条件であるということで対処しているところでございます。よろしくご理解をお願いいたします。それから、国の合併促進へのいろいろな動きであります。4月30日決定いたしました地方制度調査会の中間報告の中に基礎的自治体のあり方として、合併前の旧町村単位を基本に地域自治組織制度の創設を打ち出しております。組織のタイプとしては行政的団体、特別地方公共団体とするタイプの2つがありますが、旧町村の名称を使用することができるようになっております。これは集中化を懸念するものとして検討に値する制度であると思えます。今後、こういうことも視野に入れての協議が必要であるというふうに思っているところであります。先日、総務省の合併推進室でいろいろ聞いてまいりました。まだ、決定しておりませんので詳細は明らかでない部分もありますけれども、方向としては間違いのないというふうに思えます。この法律案は、次期通常国会に提出予定とのことでもあります。こうした、国の制度にも十分留意しながら、活かせるものはしっかりと活かすべきと、努めたいというふうに思っております。本日はお手元に配布の会次第におきまして協議を進めてまいりたいと思ってお

松崎事務局長	りますのでどうぞよろしくお願いをいたします。 どうもありがとうございました。続きまして、本日のこの会が委員29名の方々のうち26名出席いただいておりますので、規約第10条第1項の規定によりまして過半数以上の出席がありますので、成立することをご報告いたします。それでは、早速議事に入りたいと存じますが、ここで規約第10条第2項の定めるところによりましてこれからの議事進行につきましては会長に議長をお願いいたしたいと思ひます。会長、よろしくお願いをいたします。
木下会長	それでは、規約に従ひまして議事進行を努めたいと思ひます。はじめに、協議会会議録署名人の選任についてであります、魚島村の泉原委員、弓削町の村瀬委員よろしくお願いをいたします。 次に報告事項であります。順次報告いたします。最初に事務局から報告いたします。
梨木事務員	それでは、事務局報告をします。 資料の、1ページをご覧下さい。 まず、昨年末からこの4月にかけて、事務事業の一元化に向けた、分科会、専門部会をこのように開催しております。そこで事務事業の調整方針が出され、事務局では、現在、提出のあった一元化調書を、協議会へ諮る調整を行っているところでございます。 次に、昨年度に引き続きホームページの管理・運営を今治市の原印刷株式会社と4月1日に委託契約を結びました。上島合併協議会ホームページへのアクセス数、つまり訪れた人ですが、5月16日現在5,266人となっております。 次に、資料の2ページをご覧下さい。 これも委託契約ですが、「事務事業の一元化と新町の例規策定業務」を東京の株式会社ぎょうせいと委託契約を結びました。事務事業の一元化につきましては、調整された事務事業一元化調書を製本する業務内容となっております。新町例規策定のほうは、事務事業と同じように、これから分科会、専門部会において、すり合わせ作業を行っていきます。それに先立ちまして、4月の16、17日の2日間で、正副分科会長、正副部会長、各町村の例規担当者を対象に、4ヶ町村を回りまして説明会を実施しました。最後になりましたが、協議会だより第6号を6月1日に発行する予定でございます。内容については、小委員会報告が主な内容となっております。 事務局からは、以上です。

木下会長	事務局の報告がありましたが、何か質疑ございますか。 特にないようでございますので、報告の第一を終わります。次に、幹事会の報告。お願いいたします。
大船事務局次長	それでは、続きまして幹事会報告を致します。 資料3ページをご覧ください。第4回目の幹事会を、5月9日（金曜日）午後1時40分から弓削町総合庁舎3階大会議室で、幹事8名、事務局5名の計13名が集まり行いました。内容としまして、今日の協議会に提案する議題について、協議調整を行い、まず最初に報告事項として、「事務局報告」、「幹事会報告」、「新町の名称・事務所の位置検討小委員会報告」以上3つの報告を、また協議事項として、「新町建設計画（新町将来構想）について」、「町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」の3項目を提案することを決定致しました。 また、その他には、一部事務組合の取扱いについて、島部消防事務組合、越智郡老人ホーム組合解散後のそれぞれの業務について協議を行い、単独で実施する方向で検討することと致しました。さらに、4ヶ町村の電算システムの統合については、合併と同時に運用開始するには、時間的な余裕もあまりない為、『予算措置』、『事業主体』、『業者選定』等を早急に検討し、事業を進めていくことを確認致しました。 続いて、協定項目21番の各種事務事業の調整区分に関する基準についても協議を行い、1, 200程度ある事務事業一元化調書の調整方針について、全てを協議会で協議するには少し無理があり、協議会に提案するものとしては、『新町の政策、制度の基本的な事項で、住民生活に直接関わり、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるもの』とし、『住民生活に直接大きな影響を与えないもので、制度上、当然、事務事業として処理すべき事項』については、幹事会で協議することと致しました。 以上で、5月9日開催の幹事会の報告を終わります。
木下会長	報告が終わりましたが、これについて何か質疑ございませんか。 特にないようでございますので、報告を終わります。 続いて、新町の名称・事務所の位置検討小委員会の報告をお願いいたします。
越智委員 （新町の名称・事務所の位置検討小委員会委員長）	失礼致します。新町の名称・事務所の位置検討小委員会委員長の越智でございます。それでは、第8回以降の協議の経過及び結果についてご報告いたします。 まず、事務所の位置についてですが、結果から申し上げますと、計10回の協議を行いましたが、結論を出すことができませんでした。

	事務所の位置についての小委員会の結論として、お手元に配布している資料に書いてありますとおり、『小委員会での協議は打ち切り、協議会へ議論を移す』ことにしました。協議経過ですが、第7回の小委員会で、弓削町の委員の発言が少ないとのことを受け、第8回で弓削町の委員から発言があり、その意見を各町村に持ち帰り検討して、次回的小委員会で結論を出すことといたしました。それを受けて第9回の小委員会では、結論を出す前に、確認事項に付記を入れることを協議し、各町村で検討した結果を発表いたしました。 しかし、結論を出すに至らず、第10回の小委員会において意見を再度確認し、結論を出すに至らない場合、採決をすることを確認しました。 そして、第10回の小委員会で、意見を確認しましたが、結論を出すには至らなかったため、弓削町、生名村、岩城村の3案による採決をいたしました。 3ヶ町村案で2回の採決をいたしましたでしたが、結果が出なかったため、小委員会での協議は打ち切ることとしました。 次に、名称についての協議経過ですが、資料の8ページをご覧ください。これは専用の応募用紙になるのですが、募集期間については、6月20日金曜日から8月20日水曜日までの2ヶ月とすることを確認いたしました。 小委員会では、応募してくださった中から5作品以内に候補を絞り、協議会へ報告する予定でございます。 最後になりますが、事務所の位置については、結果からみれば協議会からの付託に応えられず、協議会へお戻しすることになりましたが、なによりも事務所の位置について熟慮し、議論を重ね続けた事実は生かされるものと信じております。 以上で、新町の名称・事務所の位置検討小委員会報告は終わらせていただきます。
木下会長	ありがとうございました。この問題につきましては今日の予定の協議の後、追加していろいろ協議いたしたいと思っておりますので、質疑、意見等につきましては、その時点においてお願いすることに致したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。 異議なし、という声あり。
木下会長	それでは、そのようにさせていただきます。 では、協議事項に入ります。協議項目第11号新町建設計画（新町将来構想）、これについて大林副委員長からお願いいたします。

大林(清)委員 (新町将来構 想策定小委員 会副委員長)	新町将来構想策定小委員会の大林でございます。本来ならば、委員会を代表いたしまして、委員長が小委員会の報告ならびに構想の提案をいたすところでございますが、所用のため、出席かないませんので代わりまして、私が努めさせていただきます。 最初に、これまでの第5回から8回までの委員会の協議経過をご報告し、その後、まとめられました構想の成果をご提案申し上げます。 それでは、お手元の資料10ページ委員会報告によりまして、第5回小委員会から説明させていただきます。 去る3月3日に第5回小委員会が開催され、まず報告事項として1月から2月にかけて実施いたしましたアンケートの集計結果が速報として報告され、また、同じく1月下旬に実施いたしました意見交換会の結果概要の報告がなされました。 次に協議事項といたしまして、これらの成果であります住民の皆様方の意向や意見を踏まえまして、コンサルの作成した構想素案をたたき台に、活発な意見交換がなされました。 引き続き3月27日には、第6回小委員会が開催され、報告事項として、アンケートの最終結果の報告、分析結果の説明がありました。次に協議事項といたしまして、前回に引き続き、構想のまちづくり方針案について、検討が行われました。 4月15日に第7回小委員会が開催され、協議事項として、構想全体にわたり検討を行い、特にまちづくりの方針案などについて修正・追加などが行われ、まちづくりビジョン、重点施策について意見が交わされました。 4月24日に第8回小委員会が開催され、協議事項としてこれまでの要望や修正事項等について説明がなされた後、指摘事項を踏まえて、構想案として協議会に提出することが確認されました。また、住民に配布予定の概要版につきましても、構成等の検討が行われました。 次に、資料の13ページをご覧ください。将来構想の策定経過をまとめました。 この将来構想は、地域の現状と課題を踏まえた、合併の効果と意義、そして新しいまちづくりビジョンを示したものでございます。本協議会の最重要事項として策定するものでございます。新町将来構想策定小委員会は、昨年8月20日に設置されて以来、これまでに8回の協議を重ねて参りますとともに、住民アンケートやワークショップ形式による住民との意見交換会の結果を踏まえ、より多くの住民の意見・意向が反映されますよう努めながら、構想の策定に当たってまいりました。また、広く地域住民に合併に関する情報や新しいまちづくりのビジョンを示すため、本体の新町将来構想の策定の下に、より分かりやすい概要版を作成し、4ヶ町村の全戸に配布することとしています。 ここに、この成果といたしまして、新町将来構想案を提出するものであ
---	--

	ります。 本委員会も将来構想策定では、最終段階を迎えました。ここで、策定に当たりました小委員会の皆様方をはじめ、関係各位の皆様方に長期間にわたりましてご協力の上、真剣にご協議をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。 以上、事務局の内容説明の上、ご審議をよろしくお願いいたしまして、新町将来構想策定小委員会からの提案を終わります。
木下会長	ありがとうございました。 事務局のほうから構想案の内容についてご説明いたします。
森本局員	それでは、新町将来構想案の概略について説明いたします。 将来構想本編の目次をご覧ください。 まず全体の構成でございますが、構想の目的がございまして、次に現在のおかれている背景といたしまして、広く国内における4ヶ町村を取り巻く環境、それから4ヶ町村の歴史を記載いたしまして、次に、4ヶ町村の現状と課題を記載し、その現状を踏まえた、合併の効果と課題、合併の効果と地域の見通し、それから最後にまちづくりのプロジェクト案といたしまして、考え方と方針を示しています。 それでは、内容につきまして、概略の説明をさせていただきます。 1 ページの新町将来構想策定の目的でございますが、大きく捉えますと、地方分権が進む中、地方の自立が最大の課題となっています。住民の皆さんの広域化・多様化する要望に的確に応えていくためには、地方の行政体制の整備、確立は必須でありまして、少子・高齢化の進展、国・地方の財政悪化等行政の効率化を図るには、合併は避けて通ることはできないものであると考えられます。 このような中、上島地区4ヶ町村の現状と将来計画を把握し、4ヶ町村が抱えているまちづくりの課題を明らかにするとともに、合併による自治体規模の拡大を裏付けとして、その課題を解決する広域行政のあり方について提案を行うことを目的としています。 次に2ページでは、構想策定の手順を、図示いたしました。現状認識と合併の効果と課題を分析した上で、新町の理念やビジョンをまとめています。 3ページから具体的な内容表記に入っていますが、まず、4ヶ町村を取り巻く環境といたしまして、社会状況の変化、地方分権の推進、上位計画における4ヶ町村の位置付けについて、示しています。最初に2－1社会経済状況の変化といたしまして、4項目を掲げています。①少子・高齢化の進展と人口減少。②多様化する住民ニーズ：専門的・高度な能力の必要性が増大しています。③生活圏の広域化：交通の発達により、通勤、通学、

買物など日常生活圏が町村行政区域を越えて拡大しています。これに対して行政サービスも広域的に対応する必要があります。④構造改革の進展、財政の悪化等により、より一層の効率的な行政運営が求められています。

次に4ページでは、2-2 地方分権の推進の意義について整理しています。地域行政は、地域の住民の皆さんが自分たちで決定しようという自己決定とその責任も自分たちが負うという自己責任という行政システムの構築が求められており、全国的な統一性や公平性を重視するシステムから、住民や地域の視点に立った多様と分権の行政システムに変革する必要性を記載しています。

地方分権が推進されますと、住民が自主的にまちづくりなどの仕事を決めることができるとともに、国、県、市町村の役割と責任が明確となり、責任逃れができなくなります。また、地域の実情や要求に適った个性的で、多様な行政を展開できるようになります。また、国の地方自治体に対する手続き、関与が少なくなり、労力・経費が節減されるとともに住民にとっても事務処理手続きが簡素化されます。

5ページから11ページまでは、2-3 上位計画における4ヶ町村の位置付けといたしまして、「愛媛県の第五次長期計画」、「第2次今治地区ふるさと市町村計画」、広域行政の現況（一部事務組合）、4ヶ町村総合計画についてそれぞれ掲載しています。

12ページから3. 4ヶ町村の歴史についてですが、まず3-1 地域発展の沿革として、明治以前の地域発展の歴史を整理し、次に3-2、4ヶ町村形成の沿革として、明治以降の行政区画の変遷を整理したうえで、13ページには、昭和の大合併における合併協議の変遷を示しています。

14ページでは、4. 4ヶ町村の現状と課題として4-1、位置・面積・気候について記載し、15、16ページには、4-2 人口の推移、17ページから22ページまで4-3 産業構造の推移ですが、総生産額・就業者数と農業・漁業・工業・商業・観光についての現況等について記載しています。

23ページから27ページまでは、4-4 住民の暮らしとして・公共交通サービス関係では、それぞれ現在の海上交通状況・陸上交通状況・通勤流動状況・通学流動状況・通院流動状況について図示しています。

28ページから30ページでは、公共公益施設関係で、保健・医療・福祉施設の配置状況、教育施設の配置状況、スポーツ・レクリエーション施設の配置状況を図示しています。

31ページから42ページにかけては、まちづくりに対する住民の考えとして、ワークショップやアンケートを通じての、住民の皆さんのご意見を整理するとともにまちづくりのビジョンなどにつながるキーワードを抽出しています。

43ページでは、4-5 行財政の現状と課題に触れまして、職員の配置

状況から見た行政の現状に触れ、専門性を有する事務への対応が困難であることを挙げています。

44と45ページ、財政の現状と課題では、歳入の現状を示し、各町村の歳入総額に占める自主財源比率が低く、厳しい財政状況にあることを示しています。

46ページでは、歳出の内訳について触れ、合併すれば、町村単独と比べて質の高い社会基盤整備の期待が持てることが読み取れます。公債比率は、郡平均を上回っており、投資の柔軟性が低いことがわかります。

47ページの5. 合併の効果と課題、5-1合併の効果については、まず、一般的な効果を整理して明記しています。1. 住民の利便性の向上、2. サービスの高度化・多様化、3. 重点的な投資による基盤整備の推進、4. 広域的観点に立ったまちづくりと施策展開、5. 行財政の効率化、6. 地域のイメージアップと総合的な活力の強化であります。

これに対し、48ページでは、4ヶ町村における合併の効果と課題を整理しています。効果を発揮する可能性があるものは、サービスの高度化・多様化で具体的には、④⑤専任・専門職員の確保、⑥福祉サービスの向上、⑦行財政基盤の安定、⑧広域的事業の展開、⑨職員のレベルアップでありまして、また、広域的観点に立ったまちづくりと施策展開であり、⑪まちづくりへの取り組み、⑫観光・環境等への取り組みについてです。また、行財政の効率化として⑭の一部経費の節減が期待でき、また、地域のイメージアップと総合的な活力の強化では、⑯イメージアップ、⑰総合力の向上に効果が期待できます。

しかし、効果発揮のためには、まちづくりの取り組みと観光・環境等への取り組みについて、広域的な地域の連携・役割分担のあり方等を明確化する必要があります。

49ページでは、6. 合併の効果と地域の見通しとして合併による効果のまとめを行い、その合併の効果を踏まえた地域の見通しを立てるには、次の3つの課題を解消する必要があることが考えられます。4ヶ町村間の連絡性の改善、4ヶ町村の広域的な役割分担の明確化、近隣市町との連携強化。合併をしない場合は財政面から、将来的な公共投資の維持・拡大が困難となり、公共サービスの低下が避けられません。

50ページからは、7. まちづくりのプロジェクト案を示しますが、まず、まちづくりの根底条件を、生活水準を維持しつつ、上島に住み続けたいとし、そのためのまちづくりの戦略は、第1段階、町村間の移動は海上交通のみであり、各町村間の交流は少ないのが現状です。第2段階、新たな連携による生活の維持を目指し、4ヶ町村の役割を分担・海上交通の利便性の向上及び架橋の実現を目指します。第3段階、交流を生かした地域の活性化を目指し、近隣市町との連携強化・しまなみ海道との連携強化による広域観光交流などの実現を図ります。将来には、これら周辺地域との

生活・交流圏の形成を目指します。

51ページでは、このまちづくり戦略を基に、7-2まちづくりの方針案をまとめています。

まちづくりの理念を「地域の新たなつながりが支える元気暮らしの島」（コミュニケーションアイランズ）とし、理念に基づくビジョンとその実現の考え方を設定しています。

基本施策は、上島架橋の整備促進・海上交通の利便性の向上とし、5つのビジョンを設定しました。1つ目は、島民すべてが安心して暮らせる健康・福祉の島づくりで、これは少子高齢化の著しい上島地域において、健康で元気に暮らせる島づくりが強く求められており、特に救急医療体制の充実が課題となっています。重点施策として、救急医療体制の維持・充実・子育て環境の整備・共同による地域福祉の推進を目指します。

2つ目は、子供から老人まで生きがいを持って暮らせる教育文化の島づくりで、4ヶ町村がそれぞれ培ってきた歴史や文化を再認識し、郷土への愛着を醸成することを基本にし、新町で、島間の教育・文化交流を一層推進します。重点施策として、学校教育の充実・生涯学習の推進・文化・スポーツ等の振興を行います。

3つ目は、地域資源の活用とコミュニティに支えられる産業振興の島づくりで、人口減少・若年層の流出に歯止めをかけるため、自立に向けた地場産業の発展と元気な高齢者等も参画できるコミュニティビジネス等を通じた新産業の育成に取り組みます。重点施策として、農林漁業の振興・商工業発展のための支援・コミュニティビジネスの促進等を行います。

4つ目は、島内・島外・新たなふれあいを育む観光交流の島づくりで、上島地域の海と島の豊かな自然を守っていくとともに既存の観光・交流資源を効果的に活用しながら、島の人々のあたたかいもてなしのもと新たなふれあいを育む観光交流の島づくりに取り組みます。重点的には、地域振興拠点の形成（海の駅の検討）・情報交流の促進・上島らしい自然環境・景観の創造を目指します。

5つ目は、いきいきとした生活を支える基盤充実の島づくりで、未だ、十分満たされているとはいえない上下水道や道路・公園、処理施設等について、新町一体となって積極的に取り組みます。重点的には、リサイクルとごみ処理の推進・上水の安定供給・生活環境の向上を掲げています。

以下、53ページからは、重点施策について、それぞれ詳しい説明をしております。

以上で、将来構想の概略説明を終わりますが、ここでひとつお断りを申し上げます。本編のグラフや図、表などは、すべて分かりやすくカラー表示をしておりますが、印刷にかける場合は、経費の都合もありまして、一部のみカラーでそのほか特別影響のないところについては、2色刷りとさせていただきますので、ご了解をお願いいたします。

	なお、あらかじめ送付させていただきました構想に基づきまして、概要版も作成いたしました。概要版につきましては、カラー印刷で全戸配布する予定です。内容につきましては、本編を要約したものでございまして、特別変わったところはありませんので、お目通しをいただければと思います。以上で構想案の説明を終わります。
木下会長	新町将来構想案の説明が終わりました。これについて、ご意見、質疑ございましたらお願いいたします。 ございませんか。 ありません、という声あり。
木下会長	それでは、新町建設計画（新町将来構想）について小委員会の提案を受けて、今、説明がありました。これについて、新町将来構想は、別添「上島合併新町将来構想」に定めるとおりとする。ということで、確認してよろしゅうございますか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議ないものと認めます。よって、提案どおり新町将来構想は、「上島合併新町将来構想」に定めるとおりとする。ということで確認されました。 それでは、続きまして協議項目第8号「町村議会議員の定数について」を議題といたします。 この件につきましては、前回いろいろと協議いたしまして、本協議会で確認することとしておりましたが、これについて、先般の協議会でいろいろお話しておりましたが、内容につきましては新町の議会議員の定数は、協議どおり18人とする。それから、選挙区を設けるということで、選挙区の人数は
松崎事務局長	はい、18人で、人口に比例していれば、弓削町8人、生名村4人、岩城村5人、それから魚島村1人ということになります。
木下会長	これを先般の協議会でいろいろご意見が出ましたので、それに基づきまして弓削町7名、生名選挙区4名、岩城選挙区5名、魚島選挙区2名、計18名ということにいたしたいと思います。 それから、この選挙区を設ける場合につきましては、基本的に設置選挙のみとすると、ただし、魚島村の基本的に1名確保できる方法については、別途考慮するというにいたしたいと思いますが、ご意見お願いしま

	す。 どうぞ。
原山委員	生名村の議会では、生名村においても5名欲しいという意見が強かったのですが、それだけです。
木下会長	それは、なにか5名という根拠があるのでしょうか。
原山委員	現在12人定数があるのが、4名というのは3分の1になりますよね。勝手な意見なのでしょうけども、議会の意見として5名欲しいというのが多数でしたので。
木下会長	一応、基本的な根拠といたしました人口規模ですが、
松崎事務局長	はい、ちょっとここで補足説明させていただきます。人口比例でいくのが基本的なものでございます。それで、人口を比例しない場合は公職選挙法施行令第9条を適用しますと、これは、町村合併によるところで、そういう事情で比例によらないところであるということで、これは設置選挙のみとなります。それに伴いまして、資料で訂正していただきたいのが、17ページの下の参考と書いてあるところ以下、ちょっと間違えておりますので、これは全部消していただきたいと思います。17ページの下のほうに参考と書いてあるのは間違いでございますので、これは消していただきたいと思います。※印も消してください。
木下会長	それは、基本的な根拠としての定数比例制を取り入れないということですか。 とりあえず、意見はご意見として承っておきます。 その他なにかございませんか。 はい、どうぞ。
越智委員	はい。弓削の議員の多数の人から、人口比例のみでやっていただきたいとの希望が出ておりましたので報告しておきます。
佐伯副会長	はい。弓削の議長さんの議会の様子、誠にもっともだと思います。というのは、設置選挙のみ、つまり、合併をした際に行われる選挙だけの特例として、人口比例ではなくて地域の特色を生かした、特性に応じた定数を設置することができると、こういうふうになっているわけではございませ

	て、まず、1名ずつ各町村で配分して、あと人口割りにすると、弓削町が影響してきているということで私も、試算したらそうなるということでございまして、当然、困るなということでございますけれども、合併したらやはり軌道に乗るまでは地域の実態を議会でやはり皆さん方をお願いもし、わかっていただくためには、1人だけではなくて2人くらい出していただいて、軌道に乗れば設置選挙のみですから、次回からは人口配分ということで弓削町さんも8人に戻るわけでございます、1回だけでございますので、できれば上島4ヶ町村といえども特に地理的に不便なへき地魚島の実情をご勘案いただいて、ご理解いただければ大変ありがたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。
木下会長	他にになにかご意見ありますか。 特にないようでございますので、お諮りいたします。 提案いたしましたように、議員定数18名、設置選挙については弓削選挙区7人、生名選挙区4人、岩城選挙区5人、魚島選挙区2人。こういう方向で決定いたしたいと思いますが。いかがでございますか。
木下会長	異議なし、という声あり。 異議あるんですけど、という声あり。
木下会長	それでは、大半の人が賛成のようでございますので、異議のある方は挙手願います。
木下会長	(6名の挙手)
松崎事務局長	事務局どうなりますか。
木下会長	会議運営規定で3分の2以上の賛同があればおおむね確認されるということでありますので、本日26名出席でございます。26名の3分の2ということとなりますと18名以上の賛同があれば、会議運営規程上は可決されたものとみなされます。
木下会長	26名で20名賛成、反対6名ということで、3分の2以上を占めておりますので決定いたしたいと思います。よろしゅうございますか。 異議なし、という声あり。
木下会長	それでは、そのように決定、確認されました。 続いて、協議項目第9号農業委員会委員の定数についてを議題といたし

松崎事務局長	ます。 それでは、農業委員会委員の定数について説明いたします。このことにつきましては、平成14年8月20日に開催しました。第1回上島合併協議会におきまして、資料21ページに書いてありますように合併特例法は適用しない。定数等については農業委員会法による範囲内で検討すると、いうことで確認してございます。ここでは、定数等については農業委員会法による範囲内で検討するとなっておりますところの、選挙による委員定数を協議、確認願うものでございます。 お手元の資料に書いてありますとおり、上島4ヶ町村では10人から20人までの間で調整し、新町の条例で定めなければなりません。ちなみに、参考規定としましては、農業委員会等に関する法律第7条同施行令第2条の2に定められております。次に22ページをお開きください。そこに、参考と致しまして農地面積を基準とした場合、及び農家数を基準とした場合のそれぞれ上島4ヶ町村に類似した近隣町村の例をお示ししております。農地面積を基準に考えた場合の例としましては、玉川町、小田町が上島4ヶ町村のトータルの数字と似通っておりますので、参考までにそこに例示させていただいております。それで、2番目には農家数を基準にして考えた場合、上島4ヶ町村の220戸に類似しております、伯方町、それから日吉村の数字を選挙による委員の定数につきまして参考として例記しております。ちなみに、ここにあります農家数といいますのは、経営耕地面積が10アール以上または10アール未満でも過去1年間の農作物の販売金額が15万円以上の規模で農業を営む世帯のことでございます。そういうことで、参考で例記しておりますので、これを基に協議していただいたと思います。また、資料の下の方に書いてありますとおり、上島4ヶ町村の場合選挙区は、設けることができません。このことにつきましては、農業委員会等に関する法律第10条の2、同法施行例の第5条に定められております。以上簡単ですが説明を終わります。
木下会長	これは、法の定めるところにより10人から20人までということになっているようでございますが、いっばいの20人よりもう少し減らして12人ないし16人くらいまでにするか、そのへんにつきましては、いろいろと今日ご意見を賜りまして、そうした皆さんのご意見を基にご検討願い、次回に決定するということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。 異議なし、という声あり。
木下会長	それでは、この問題について人数的な調整についてご意見をうけたまわ

松崎事務局長	りたいと思います。 10 から 20 人というのは選挙による人数ですね。 これは、選挙による、あと他に農業委員会委員につきましては、議会推薦で 5 名まで、それから農協推薦、農協共済推薦がそれぞれ 1 名ずつというのがあります。それとは別で、今回決めていただくのは、選挙による委員の定数でございます。
木下会長	はい、どうぞ。
村瀬委員	これは、農協推薦とか議会推薦とかいう委員が出てきますので、選挙による人数は 10 名程度がいいと思います。というのは、あまり多くてもまとまらないです。農業委員やっているんですけど、ひとつの問題を出してたくさんの人間が出てくるとまとまりません。だから、本当にまとめようと思うのなら、その島の代表が、わずかな人間が出てきてしっかりと意見を言ったほうがまとまりやすい。だから、選挙によるのは、10 人というのは具合が悪いでしょうから、1 ヶ町村で 2 名ずつにしても 2×4 が 8 名、3 名ずつにしても 3×4、12 名、その程度が一番いいんじゃないか、まあ魚島村と岩城村ということになるとかなりの農地耕作面積が違いますので、それはやはり考慮しなければならないと思いますが、人間は 10 名前後、あと推薦の人が出てきて何名になるか。15 人程度が一番いいんじゃないかと私は思います。
木下会長	他にご意見ありませんか。 はい、どうぞ。
田名後委員	はい。岩城村の件で、意見を申し上げたいと思いますが。ここの数字にあがっておりますように、農地面積、あるいは農家戸数、他町村より多いですが。今まで、岩城村で農業委員 10 年やってきましたが、人数が多いからまとまりにくいというようなことは今まではありませんでした。ですから、こちらの考えとしては、選挙委員を 16 名というように考えているのですが。ですから、推薦は 2 名 2 名で 4 名、合計 20 名と、こういう考えを持っています。以上です。
木下会長	2 名 2 名というのは。
田名後委員	これは議会推薦、それから農協推薦、3 段階に分かれていますよね。議会それから農協、共済、このうちから 4 名という考えです。

木下会長	他にございませんか。 はい、どうぞ。
村瀬委員	一言足りなかったので追加しますが、合併する目的は何かということを考えて、選挙でするんだったら11名、総人員15名これだけあれば十分やれます。だから、まず、町村合併をするのは何が目的か、経費がかからないようにする、スリムにしなければならない、要するに国からリストラをうけた我われ町村がどうやって生き延びていくか考えなければならないと思うんです。だから、ひとりでも少なくして経費を節減するのが方針ではないかと思います。以上。
木下会長	大体ご意見としては選挙、推薦を含めて15名から20名ぐらいというご意見のようでございますが、議員定数18というようなこともありますので、18名ぐらいの範囲内で考えてみるというようにいかがでしょうか。 異議なし、という声あり。
木下会長	今日皆様のご意見と、私の提案とを含めて考えていただきまして次回に協議確認するということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。 異議なし、という声あり。
木下会長	では、そのように決定いたします。 一応、予定した協議項目は終わりましたけれど、私の方から追加で提案をいたしたいというふうに思います。 先ほど、報告のときに申し上げましたが、事務所の位置の問題につきまして、委員会からの報告に対して質疑、ご意見をまずお伺いしたいと思います。 こうすることで、事務所の位置の問題について追加協議することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	それでは、はじめに小委員会からの報告についてご意見、質疑ありましたらお願いいたします。 はい、どうぞ。

加納委員	小委員会の方で検討して結果が出なくて、協議会のほうへ持ち越してきて皆様方には小委員会頼りないなという印象を与えておりまして誠に申し訳ございません。 これを、協議会で検討するにあたって、いま8回から11回までの小委員会の結果報告をここに出させてもらっておりますけれども、8回以前7回までの協議内容で各4ヶ町村の主張を全部ここに書かれているように、それぞれの主張を入れていただきまして、岩城村の主張、生名村の主張、魚島村の主張、弓削町の主張、4ヶ町村の意見を出してもらってどこが妥当かということを改めて協議をしていただきたいと思います。と言いますのは、新町の事務所の位置の小委員会の皆さん方は経過は分かっておりますけれども、他の委員さんがこの経過が分からなかったら今ここに載せられていました、8回の小委員会からの報告を読んでいくと、印象が弓削町寄りになって弓削町の主張ばかりが残像として残ると思います。ですから平等を期すためにも、皆さん方に各町村の意見を諮っていただくためには、改めて4ヶ町村の主張を次回に提案していただきまして、それによって皆さん方で協議していただきたいと思います。以上です。
木下会長	他にございませんか。 はい、どうぞ。
大林（貞）委員	これまでに、小委員会で随分協議をしてきたわけですが、小委員会の方はもちろんよく知っている、他の方が十分わからないのではないかと思います。小委員会の際にも一応、皆さんと十分打合せして相談してということで、町村長さん方、議長さん方、わからないというのはちょっと今になってどうかと思うのですが。一応、時期的に決めなければならないといけないと思うのですが。分かりにくいから検討してということですが、今まで何回も協議してるのですから、決定すべき時期に来ているように思います。以上です。
木下会長	はい、他にありませんか。
加納委員	はい、今私が意見を申ししたのは、決定を引き延ばすための目的で言ったのではございません。この協議会の公式の記録の中に、正確に残していただきたいので申し上げたまでで、このまま引き伸ばす意図とか、他の委員さんが全然分からないというようなことは私は毛頭思っておりません。各町村の議会、協議会へ全部報告されていると思うので、一応それぞれの各委員さんは認識はあってもここで上島合併協議会の中で正式に協議するための、ひとつの議題の主張であって、これが記録として残らないと第三者が見たときに、他の委員さんは何も主張しなかったのかという印

木下会長	象を与えますので、その辺で私は申し上げただけで、次回にそれを踏まえて決定していただいて私は申し分ございません。 皆さん、どなたかご意見ありませんか。 はい、どうぞ。
濱田委員	はい、生名の考え方を述べさせていただきたいと思います。いろいろと委員会でこの問題について協議を重ねてきたわけございまして、この様子は各町村に十分承知されていると思いますが、さっき岩城さんから言われましたように実際に協議は重ねてまいりましたが、この決定に至るまでの過程に少し協議内容が不足しているのではなかろうかというふうに私は個人的に考えておりまして、この問題を何回となく委員会で提案したわけです。申し上げるのは、この位置を決定するのにいろいろ、各項目についていろいろと各町村で協議を重ねながらできる限り合意を求めたいということを私は終始提案をきたわけございまして、またその中にも合併をするということになりまして、その町のまちづくりがどのような方向にあるかということが、少しでも分かるものが欲しいということも申し述べたわけございまして、幸い今回上島合併将来構想案というものもここに提示されておりまして、これらの中身を見ますと合併のいわゆるまちづくりの方向がちらちら見えるわけございまして。それで、早く決めることがベターではあるかと思いますが、この構想案もせっかく頂いたわけございまして、各委員さん方も一度目を通して、そして将来われわれが求めるまちづくりは、いかがなものかという方向をいくらかでも認識したうえで、やはり将来の一番重要な問題になるということになりますのでこの事務所の位置につきまして、いま、この岩城さんがいわれましたように、各町村の意向をまとめて次回に再度、この協議会で協議をしていただくということがベターではなかろうかというように私は個人的に意見を申し述べさせていただきます。以上です。
木下会長	委員会の方、何か話しておくことありませんか。
越智委員	今まで11回小委員会をしたのですが、今回、8回からの報告をさせていただいたのですが、1回から7回までは前回の協議会で報告しておりますので、1回から7回を省略したということでございまして、8回からのことだけを特に取り上げたのではないということをご承知お願いしたいと思います。
木下会長	事務所の位置につきましては、特に総合行政ネットワーク事業と新町の電算システムの構築、こういった面も決定が急がれております。時間的に

	は今、ぎりぎりのところにあるというのが実情であります、これをいかにするか、例えば将来構想につきましてこれから一読してということですが、これはすでに何日か前に手元に行っているのではないかと思います。ということで私は、小委員会から協議会へ戻されましたので、一応ここで協議会として規定の定めるところにより、無記名投票により決を採るということにいたしたいと思うのですが、いかがでしょうか。
横川委員	具体的に何を決めるのですか。位置を決めるわけですか。
木下会長	そうです。
横川委員	位置を決めるということは、私も先ほど岩城さんが言われた内容で、新町将来構想の委員に入っていますけれども、建設計画というものができてなくて、合併の方向付けというのですか、それぞれの島にどういう方向付けで持ってくるか、というのが決まっていないう段階で庁舎だけを先走るといのはなにか無理があるのではないかなあという気がします。ただ、先ほど議長が時間的にも日時的にも差し迫っている状態といわれますが、やはり合併ありきで、まずスタートしているような内容が多々見受けられるので、私は中身の濃い内容を、住民に納得いく説明ができる協議会であるように望んでおります。だからあえて私は無記名投票には反対です。以上。
木下会長	はいどうぞ。
村瀬委員	私は弓削なので、話をしますと弓削に持っていこうと思っているんだろうと、言われるからと思って今まで我慢しておりましたけれども、実際問題庁舎をどこに置くかということは、公平な考え方をすれば皆さん分かっていると思うんです。人口も、消防署も、庁舎もすべてが金をかけないでやっていけるところというのは、今現在は弓削しかありません。いま、生名さんのお話を聞いていると私は今までの経過はそれとなく聞き、それとなく勉強もしてきましたけれども、生名さんの言っていることは何か引っかかることがあるんです。それはなんだろうかと、いろいろ考えていたんですけれども、言い方は悪いかもしれないですけども、我田引水的なところがあるのではなかろうかと。ただ、ひとつのところに全部集めるというのはおかしいのではないかというご意見であったそうですけれども、それも現在は何回も私申し上げますけれども、金をかけないで何とか合併をして、そしてやっていこう、今、庁舎を例えば生名へもっていったとしたらどうなします、庁舎を建て替えなければならないのではない

	ですか。今、弓削ならば港務所の後もあり、いろいろ空いているところがありますから、即事務所として使える、そして 10 年後に今度庁舎が古くなって建て替えられる時にその時にはまた橋もついているでしょう、他のこともいろいろ解決しているだろうし、新町もレールの上に乗って走っているでしょう。そのときに、初めて生名が便利がいいぞというなら生名に移せばいい。現在をいかに経費をかからないようにして町村合併を進めていくかということが今われわれに課せられている義務だろうと思います。生名だ、岩城だ、魚島だ、弓削だとそんなことを言っている場合ではないと思うのです。だから今、議長が言われたようにどうしても早く決めて欲しいと、限界ぎりぎりだとおっしゃるのであれば、我々はそれに全力を尽くして協議すべきだと思います。協力をしてよしんば今どこに決まるか分かりませんが、決まったところが悪ければ 10 年後、庁舎を建て替えるときにそのときに考えればいい、10 年後の人たちが一生懸命考えてまたやってくればいい。今現在は、われわれが一生懸命考えて最低の金で最高の合併ができるようにするのが我々の課せられた義務だろうと思います。 そういうことから、今無記名投票反対といわれましたけれども、記名でも結構です、何でも結構です。早く決めて、いわゆる事務局が動きやすいようにしてあげるのが我々の責務だと思います。以上。
木下会長	はい、どうぞ。
佐伯副会長	資料の 5 ページの上のほうにですね、確認事項における付記について、今、村瀬委員さんがおっしゃったのと関係がございますが、今後の公共施設整備については適正配置に努める、本庁方式に移行する際は再度検討をする、この 2 項目を付記として入れることとした、となっておりますがこれをご確認いただければ、納得、賛同していただきやすいのではないだろうか、このように思います。以上です。
木下会長	今日、投票して決を採っても恐らく現規約の中では決まらないと私は思っております。ですから、これについていかに対応していくかと、いかにあるべきか改めて基本に戻って、原点に戻っていく考えがあるだろうというふうに思っているわけですが、その前提として、小委員会で決まらなかったから、小委員会は 10 回しているのですが、それを協議会へ戻して、協議会を 10 回しても今のような話では動かないというのが、私の推測です。ですからそれを突破するひとつのあり方として、現規程に基づいて決を採ると、その結果に基づいておそらく 3 分の 2 に達するようなことはないと思いますので、それに対していかにあるべきかを再度考えて、ということにいたしたいというふうに思っているわけですが。 ただ、延ばすのを反対するのではなくて、どうしたら決定にもっていけ

村瀬委員	るかという案はございませんか。 はい、どうぞ。 今、大変興奮してわけの分からないことを言ったかもしれませんが、いろいろともめにもめているようですので、このまま突っ張っていったら、今、委員長がおっしゃったようにいつまでたってもだめだと思います。だから、私は理事者の方にお任せして、その方々が協議なさって、こういうふうにしようという案が出されたら、それに我々は従っていきます。皆さんもそういうふうにしていただきたいと思います。そうしないと、いくらでも遅れて、最終的に町村合併ができなくなるんじゃないかということを非常に心配しております。以上です。
木下会長	ちょっと、正副会長で対応について協議いたしたいと思いますので、暫時休憩いたします。 (休憩)
木下会長	では、再開いたします。 今、4人でいろいろ対応について協議をいたしました。この問題は、合併の有無に関わる根本的な問題でありますので、委員の皆様のご理解を得て、なんとか早く決定の方向へ向けたいと思います。それで、今までの小委員会の状況から考えまして、規約のと通りの決定方法ではなかなか決まらないだろうということでございます。 ですから、本日は次にどうするかという問題の提起をいたしまして、それによって次回に投票なり、何なりで決定するということにいたしたいというふうに思うわけでございます。それで、規約の3分の2以上というのはなかなか難しいと思います。ですから、この問題に限り、これまでの経過を踏まえて、本日、その方法を決定しておきたいということでございます。そして、次回に投票によって決するというにしたらと思うわけでございます。その方法といたしましては、ひとつは単純な多数決、ひとつは第一順位、第二順位と順位に点を付けて、その得点ごとに投票いたしまして、最高得点のところに決定するという、2つの方法が考えられるわけでございますが、まずこの方法について、皆様のご意見をお伺いいたしたいと思います。 ひとつは単純に多数決で行う、ひとつは順位を付けて得点を定めて、最高得点で決するという2つの方法ですが、いかがでございましょうか。 2つの方法を提案するので、そのどちらで行うかを本日決めていただきたい。 はい、どうぞ。

村瀬委員	今、議長が提案なさった2つの案、どちらでもかまいませんが、とにかく、次の会合で決定するということを最前提におきまして、私は第2案、得点法でお願いしたいと思います。
木下会長	他にいかがでしょうか。
横川委員	得点法はどのようにするのか、説明をいただきたいのですが。
木下会長	第1順位から第4順位まで、各町村が第1位、第2位、第3、第4位と投票して、その集計の最高得点のところに決定するということです。 はい、どうぞ。
大林（貞）委員	この問題は委員会でも一応決めて数字も出ております。初めての問題なら1位とか2位でもいいんですけども、単純に数が多かったということで、多数決の1案がいいと思います。今までの経過を見て、初めてするのなら、第1順位、第2順位と決めて再投票してもいいのですが、何回か委員会で協議をして、結果が出ているけれども3分の2に達しないということなので、多数決が1回で済みますので、1案がいいと思います。
木下会長	はい、どうぞ。
田名後委員	はい。今、多数決と順位を付けて最高得点という案が出ているのですが、各地区は自分の地区をと主張していると思います。ですから、順位をつけて最高得点という方法がベターではないかと考えます。
木下会長	特にないですか。 意見としては、最高得点の採り方ということの方が多いようですが、その得点につきましては、案を示しましょうか。それとも、私ども正副会長に、他の地区にこういう例があるかどうか調査をして、それから県の方とも協議して、その指導を受けて、いろいろ検討して決定するということでご一任いただけましょうか。
木下会長	異議なし、という声あり。 それでは、最高得点による決定の方法を採用すると、得点のとり方については、1位から4位まで点数を定める。これについては、正副会長に一任するという方法で、現規約の規定をこの問題に限り外しまして、決定することにご異議ございませんか。

木下会長	異議なし、という声あり。 それでは、ご異議なしと認めまして、次回6月13日に予定しております。その投票の方法について、お示しして、投票していただくという方向にいたしたいと思います。 再度、確認いたします。そういうことで、よろしゅうございましょうか。 異議なし、という声あり。
木下会長	それでは、そういうふうにいたしたいと思います。 それから、ちょっとご報告いたしたいと思います。 今日の幹事会の報告の中にもありましたけれど、合併に伴う一部事務組合の取扱いでございますが、幹事会の調整、検討を経まして、先般、4ヶ町村長、正副会長で協議をいたしました。 一つは、島部消防事務組合に関することでございます。いずれ合併ができますとこれは解散になります。それに伴いまして、上島新町として単独で常備消防を置くと、それから老人ホーム事務組合につきましては、これも解散になると思いますので、上島新町において、特老ホーム海光園を運営すると、こういう基本的な方向でこれから検討いたしたいと、それで具体的になりましたら報告して協議、確認していただきたいというふうに思いますので、報告申し上げ、ご了解をいただきたいと思います。よろしゅうございしますか。 はい、という声あり。
木下会長	それでは、本日の協議事項は全部終わりました。次回6月13日を予定しておりますので、今日の結果から、事務所と農業委員会の定数等の問題、これについては次回に協議、確認いたしたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。 以上をもちまして本日の会合を終わります。ありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成15年 月 日

署名委員

署名委員